

一般社団法人について

最近、ビジネスの世界から社会変革を起こす「社会起業」のあり方の1つとして、「一般社団法人」を利用してビジネスを拡大するスキームが広まっています。

つまり、「営利」と「非営利」の組み合わせによる事業のスケール化です。具体的には、営利追及を株式会社で行いつつ、公益性・社会性・信用性のアピールを一般社団法人で行う、というものです。

そこで、一般社団法人について簡単にまとめてみました。

■ 概要・メリット

一般社団法人は、11年前の法改正で、中間法人を吸収するかたちで始まりました。今はNPO法人より広く使われているように思われます（実際の数は不明です、お分かりの方いたら教えてください）。

この一般社団法人には、以下のようなメリットがあります。

(1) 公益性は不要

NPO法人と異なり、

- ① 公益事業を目的とする
- ② 主務官庁の許可を得ること

という要件は要求されません。事業に制限はなく、営利的な目的でも構わないのです。

(2) 設立が短期・廉価

設立費用（免許税と認証費用で11.2万円）は、株式会社設立より安いです。設立にかかる時間（1~2週間）も、NPO法人（6か月程度）に比べるとだいぶ短いです。

主務官庁もありません。

許可も認可もなく、簡単な要件をみたせば、誰でも設立できます（準則主義）。

(3) 機関構成も簡単

2名の社員がいれば足り（一方、NPO法人には10人が必要）。財団法人のように、理事会・評議会・監事が必須要件ではありません。

(4) 出資金不要

財団（当初拠出金300万円）と異なり、出資金の必要はありません。ゼロ円から始めることができます。

(5) 税法上のメリット

非営利または公益型の一般社団法人では、寄付金や会費収入等の「非収益事業」には課税されません。

■ デメリット・特徴

一般社団法人でも、利益を上げることはできます。
しかしながら、その利益を、配当という形で、構成員＝社員に分配することはできません。
残余財産も、構成員＝社員には分配できません。

もっとも、理事の報酬や従業員の給料等の形では、構成員に利益を還元することはできます。

■ 3種類

一般社団法人には、(a)営利、(b)非営利、(c)公益、の3つがあります。
(c)の公益社団法人になるのには、ハードルが高いです。

(a)営利と(b)非営利の区別は、非営利性が徹底されているか否かです。
具体的には、(f)定款に剰余金の分配の定めがない、(i)残余財産が国庫または公益財団等に帰属する、(v)理事の親族制限等の要件を満たす等の場合に、「非営利」として認められます。

■ 財団法人との違い

一般社団法人は、一般財団法人とは、主に以下の点で異なります。

(1) 構成員が2人以上必要か

...「人の集まり」である社団法人では、2人以上の社員が必要です。
一方、財団法人では1人で済みます。

(2) 拠出金

...社団法人では、資本金・拠出金は不要です。
一方、「お金の集まり」である財団法人では、拠出金として300万円が必要です。

(3) 機関構成

...社団法人では、社員と理事がいれば済みます。
一方、財団法人では、監事、理事会及び評議員会が必須です。お金を管理するためのガバナンス体制が必要ということでしょう。

以上のとおり、一般社団法人は、NPO法人と比べて簡便ですし、（配当ができないことを除けば）これと言ったデメリットはないと言っていいかもしれません。

一般社団法人を利用したビジネスの展開等、ご質問あれば遠慮なくご連絡下さい！

以上